



RIETI Discussion Paper Series 17-J-035

## 日本の世帯属性別貯蓄率の動向について

宇南山 卓  
経済産業研究所

大野 太郎  
信州大学



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

## 日本の世帯属性別貯蓄率の動向について\*

宇南山 卓（経済産業研究所/ 一橋大学）  
大野 太郎（信州大学）

### 要 旨

本稿では、全国消費実態調査・家計調査・家計消費状況調査を補完的に利用することで、マクロ統計と整合的な貯蓄率のデータを構築した。全国消費実態調査の年収・貯蓄等調査票を活用することで自営業世帯等も含めた全世帯での収入を把握し、税・社会保険料については世帯構成などから個別に推計した。消費についても、耐久財などの高額消費の過少性を補正し、帰属家賃なども考慮することでSNAとの整合性を確保した。そのデータを用いて、高齢化が貯蓄率に与えた影響を計測したところ、過去20年でのマクロ貯蓄率の低下のうち、高齢化という人口構成の変化で説明できるのは最大でも3割程度であった。これは、ライフサイクル仮説ではマクロの貯蓄動向を完全には説明できないことを意味しており、その原因について今後の検討が必要である。

キーワード：貯蓄率、SNA、全国消費実態調査、高齢化、ライフサイクル仮説  
JEL classification: C82, D12, D91

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

---

\* 本稿は、独立行政法人経済産業研究所におけるプロジェクト「持続的成長とマクロ経済政策」の成果の一部である。本稿の分析に当たっては、総務省統計局の全国消費実態調査の個票データを利用した。本稿の原案に対して、吉川洋教授（立正大学）、および経済産業研究所のプロジェクト研究会の方々から多くの有益なコメントを頂いた。また、本研究の一部は科学研究費補助金の資金援助を受けている（基盤研究(B) 15H03357, (A) 15H01943, (A) 25245037）。ここに記して、感謝の意を表したい。

## 1 はじめに

かつて日本の家計貯蓄率は国際的に見ても高い水準にあり、1980年代後半から、日本の高貯蓄率の理由を明らかにするために多くの研究がされてきた(Hayashi, 1986; Christiano, 1989; Horioka, 1990; Dekle and Summers, 1991)。その結果、主な要因としては人口の年齢構造（高齢者比率の低さ）やボーナス制度、所得の急速な成長率であったと指摘されている（Horioka, 1990）。しかし、その後、マクロの家計貯蓄率は一貫して下落傾向となっており、2013年には初めてマイナスを記録するまでに低下した。急激な貯蓄率の低下は再び多くの研究者の関心を集め、今度は貯蓄率低下の原因が分析されている(例えば、Chen, Imrohoroglu, and Imrohoroglu, 2006; Koga, 2006; Braun, Ikeda, and Joines, 2008)。こうした貯蓄率低下の主な要因としては高齢化といった人口動態の影響のほか（Koga, 2006; Braun, Ikeda, and Joines, 2008）、TFP低下を指摘するものもあり（Chen, Imrohoroglu, and Imrohoroglu, 2006）、オープン・クエスチョンとなっている。

こうした中、先行研究では貯蓄率の低下が高齢化によってもたらされている可能性が指摘されている。標準的な貯蓄の決定理論であるライフサイクル仮説によれば、家計は動学的な最適化をしており、現役のときに得た所得を貯蓄し、老後に蓄積を取り崩すことで消費を一定に保とうとするとされる。つまり、若年層の貯蓄率は高く、高齢層の貯蓄率は低いのである。一方で、日本では高齢化が進むことが知られている。これは、貯蓄を取り崩す層の割合が増加することを意味しており、マクロ的な貯蓄率の低下要因となる。

ホリオカ(2009)によれば「人口の年齢構成が貯蓄率に対してこうした影響を及ぼすことは、すでに実証研究において、時系列データ、横断面データ、パネルデータ、一般均衡モデルを用いた分析により示されている」（ホリオカ 2009, p.88）とされるが、実は貯蓄率の低下が人口構造の変化だけで説明できるのかは明らかではない。マクロ的な貯蓄率の低下という現象は、一國経済の流れを描写したマクロ統計である国民経済計算（System of National Accounts: SNA）のデータに基づいて指摘されているが、SNAでは世帯類型別などの詳細な内訳での分析はできない。人口構造の変化の影響は、家計ごとの貯蓄行動をとらえたマイクロ統計によってのみ分析可能である。しかし、SNAと代表的なマイクロ統計である家計調査から計算される貯蓄率の動向には大きな乖離があることが知られており、公式統計だけではマクロの変動をマイクロの要因へと還元することができないのである。

そのため、マクロの貯蓄動向をミクロの家計行動に基づき分析するには、まずその乖離の原因を解明し、データを補正する必要がある。乖離の原因については、すでに多くの研究が蓄積されており(例えば、植田・大野, 1993; 村岸, 1993; 岩本・尾崎・前川, 1995・1996; 中村, 1999)、宇南山(2009)、米田(2017)では、具体的なデータの補正方法についても提案されている。そこで、本稿では、先行研究で提案された乖離の解消方法を適用して、SNAを比較可能なマイクロデータを構築した。

本稿で構築したのは、1989年から2009年までの全国消費実態調査のマイクロデータに基づく家計ベースでの可処分所得と年間消費額である。全国消費実態調査は、毎月調査・公表されている家計調査と調査内容としては類似している。5年に一度の調査であるが、サンプルサイズは家計調査の6倍以上の約5万5,000世帯を対象とする大規模な調査である。各世帯員の個別の年間収入を公表していること、家計資産に関する情報が単身世帯を含めて利用可能であること、農林漁家も調査対象となっていること、持家の帰属家賃を推計していることなどから、ここでの目的に対しては家計調査よりも望ましいデータである。

可処分所得については、基本的に年収・貯蓄等調査票に記載された年間収入の情報を用いて推計をした。全国消費実態調査では(家計調査も同様であるが)家計簿に記入をする方式でも収入を調査しているが、毎月の収入を報告するのは勤労者世帯と無職世帯のみであり、日本全体の貯蓄率を分析するには不適切である。また、多田・三好(2015)によれば、全国消費実態調査の年収・貯蓄等調査票で調査される年間の勤労収入は、雇用者側の統計である賃金センサスの結果とも整合的であり、信頼性が高いことが確認されている。また、宇南山(2009)では利子・配当収入が過小であると指摘されていることから、家計の保有する金融資産残高に市場金利を乗じることで利子・配当金額を推計した。

年収・貯蓄等調査票によって額面の収入は正確に観察できると考えられるが、同調査票では税・社会保険料が調査されておらず、可処分所得そのものは観察できない。そこで、各世帯員の年間収入の情報と世帯員の構成の情報から扶養関係等を推計し、各時点での税・社会保険料制度を当てはめることで、税・社会保険料負担額を世帯ベースで計算し、可処分所得を構築した。こうした方法によって、信頼性の高い推計が可能であることは、大野・中澤・菊田・山本(2015)および多田・大野・宇南山(2016)で確認されている。

一方、消費についても、複数の統計を活用して推計をした。全国消費実態調査では、家計簿に自由記入させることで支出を把握している。しかし、調査が実施される期間が各調査年の9・10・11月の3ヶ月であり、季節性は観察できない。そこで、家計調査・家計消費状況調査といった、年間を通じて調査されているデータから消費の季節パターンを推計し、各世帯の消費額を年間ベースに換算した。ただし、季節パターンが世帯類型ごとに異なる可能性を考慮して、

換算をする係数は世帯類型ごとに計算した。また、学校の授業料については、家計消費状況調査を用いて学校の種類ごとに国公立・私立別の一人あたり平均年間授業料を計算し、世帯員の就学状況に応じて世帯全体の年間授業料を推計した。こうした補正によって、概念的には、全国消費実態調査の消費を家計調査レベルでの年間消費額に換算することができる。

さらに、宇南山(2009; 2011; 2015)によって同じ家計簿への自由記入方式を採用している家計調査で耐久財の購入や冠婚葬祭費などの高額消費が過少に記録されていること、そうした消費の過少性が SNA と家計調査の貯蓄率の乖離を発生させることが指摘されている。そこで、家計消費状況調査を用いて、(年間収入階級を含む)世帯属性別に平均的な高額消費に対する支出額を計算し、その額を挿入することで消費の過少性を補正した。

構築されたデータによれば、平均的な貯蓄率は、1989年に19.0%、2009年では12.5%となった。同じ時点でのSNAでの貯蓄率は、18.5%と10.9%であった。すなわち、平均的な貯蓄率についてはマクロ統計とほぼ整合的な水準であり、なおかつ家計属性別に分解可能な貯蓄率のデータが構築できたのである。

このデータを、年齢階級別に観察することで、高齢化が貯蓄率に与えた影響を観察できる。高齢化の進展とともに家計貯蓄率が大幅に低下すると考えられるのは、引退をした高齢者層での貯蓄率が低いと考えられるからである。そこで、各年の年齢別の貯蓄率を見てみると、2009年は現役世代で貯蓄率が高く引退世代では低いという結果が観察でき、ライフサイクル仮説と整合的であった。しかし、1989年時点では、高齢層の貯蓄率は若年層よりはむしろ高いくらいであり、高齢者が貯蓄を取り崩す状況は観察できなかった。

これは、貯蓄率の低下が人口の高齢化だけでもたらされたものでないことを示唆する。実際、貯蓄率の全体としての低下を、人口高齢化による貯蓄率の低下分と、年齢別貯蓄率の構造が変化したことによる低下分に分解してみると、人口高齢化の効果は貯蓄率の低下の約20%~40%しか説明せず、大部分は年齢別の貯蓄率が変わったことによってもたらされていたことが分かった。2009年の高齢化の貯蓄率が低いことから、高齢者の増加がマクロ貯蓄率の低下の一部を説明するのは事実である。しかし、より重要なのは、高齢者の貯蓄率の低下そのものである。今後、なぜ1989年の高齢者の貯蓄率が高かったのか、なぜその貯蓄率は低下したのかを明らかにする必要がある。

本稿の以下の構成は次のとおりである。まず、第2節では、日本の貯蓄率をめぐるデータについて概観した。第3節では、可処分所得・消費支出の計算方法を述べた。第4節では、構築したデータに基づく貯蓄率の低下の要因分解の結果を示した。第5節はまとめである。

## 2 SNA・家計調査・全国消費実態調査

### 2.1 貯蓄に関するマイクロデータ

日本の家計貯蓄率を一国経済の流れと整合的に描写しているのが、SNA のデータである。さまざまな統計を加工することで推計されており、信頼性の高い統計として知られている。その SNA の制度部門別所得支出勘定に基づく家計貯蓄率を示したのが図 1 である。1980 年代末には 20%前後であった家計の貯蓄率は、2009 年には 11%まで低下している。

この貯蓄率の低下は、主として高齢化の進展によるものと考えられている(ホリオカ, 2009)。図 1 に国勢調査による 65 歳以上人口の比率も示したが、1980 年には 10%以下の水準であった高齢者比率が 2010 年には 25%を上回るまでに上昇をしている。標準的なライフサイクル仮説によれば、消費の平準化をするために、家計は現役時代に貯蓄をして老後はその蓄えを取り崩すことが想定される。高齢化によって、貯蓄を取り崩す年齢層が増加すればマクロ的な貯蓄率が低下すると考えられるのである。

ここでの目標は、この SNA における貯蓄率の変化が高齢化だけによって説明できるかを定量的に検証することである。高齢化だけで説明ができるとは、1) 年齢を所与とすれば貯蓄率は安定している、2) 高齢者の貯蓄率が低い、3) 高齢者の増加によって低下する貯蓄率の低下がマクロ的な貯蓄率の変化幅と同等である、ことと定義する。

この検証には、年齢別の貯蓄率を観察する必要がある。しかし、マクロ統計である SNA では、家計部門全体の動きは把握できるが、内訳である個々の世帯の貯蓄率は把握できない。貯蓄率の変化がどのような要因で発生しているのかを分析するには、マイクロ統計の活用が不可欠である。日本には、家計の所得と消費を包括的に調査している世帯調査として、家計調査と全国消費実態調査が存在している。両統計は類似した調査をしているが、調査世帯数と調査頻度において大きな差がある。家計調査は月次統計であるが、調査世帯数は約 9,000 世帯にとどまる。それに対し全国消費実態調査は、5 年に 1 度の調査であるが、調査世帯数は約 5 万 5,000 世帯となっている。本稿では、貯蓄率の長期的な動向に関心があり、世帯間の非対称性に注目することから調査頻度は低い調査世帯数がより多い全国消費実態調査を用いる。

ただし、全国消費実態調査を用いて貯蓄率を計算するにはいくつかの問題がある。まず、貯蓄率の計算に必要な可処分所得が観察できるのは世帯主が勤労者もしくは無職の世帯だけという問題である。全国消費実態調査では(家計調査でも同様であるが)、家計簿に記入する方式

で収入を報告する必要があるのは勤労者世帯および無職世帯だけで、世帯主が自営業や会社役員などの世帯は調査対象となっていない。

また、家計簿とは別に、全世帯を対象に調査開始前の 1 年間の収入が「年収・貯蓄調査票」で調査されているが、こちらは税・社会保険料が調査されておらず可処分所得が計算できない。消費についても、全国消費実態調査の調査期間が 9・10・11 月であるため、季節性を前提とすれば、年間消費額も観察することができない。さらに、SNA とマイクロ統計の代表である家計調査から計算される 2 つの家計貯蓄率の間に大きな乖離があることが知られてきた(例えば、植田・大野, 1993; 村岸, 1993; 岩本・尾崎・前川, 1995・1996; 中村, 1999)。そのため、マイクロ統計で個別の世帯の貯蓄率が観察できたとしても、それを集計した貯蓄率の動向は必ずしも SNA ベースの家計貯蓄率と等しくならない。つまり、マクロの貯蓄動向をマイクロの家計行動に還元して分析することが、できないのである。

こうした問題を解消するために、全国消費実態調査の調査設計段階での問題点に加え、先行研究で指摘された調査の性質を考慮した可処分所得と消費支出の系列を構築する。宇南山(2009)・米田(2017)によれば、一定の補正をすれば SNA と家計調査はおおむね一致する。

## 2.2 高齢化が貯蓄率に与える影響の計測

年齢別の貯蓄率のパターンが計測できれば、高齢化によってどの程度貯蓄率が低下したかを計測することができる。ここでは、貯蓄率の変化を人口構成の変化による部分と各年齢層の貯蓄率が変化した効果に分解することで、高齢化の影響の大きさを評価する。

ある年の平均の貯蓄率は、各世帯属性別の貯蓄率の加重平均となることから、

$$S_t = \sum_i w_{ti} s_{ti}$$

と書くことができる。ただし、 $S_t$ は時点  $t$ での平均の貯蓄率であり、 $w_{ti}$ および $s_{ti}$ は時点  $t$ の世帯属性  $i$ のシェアと貯蓄率である。貯蓄率は(可処分所得－消費)／可処分所得で計算する。また、マクロの貯蓄率はマクロの可処分所得と消費支出の比で計算されるため、ここでの平均貯蓄率がマクロの貯蓄率と一致させるように、 $w_{ti}$ は単純な人口比ではなく、属性  $i$ の世帯の可処分所得が全世帯の可処分所得に占める割合をかけたものとなっている。

この式から、時点 0 と時点  $t$ のマクロの貯蓄率の変化は、

$$S_t - S_0 = \sum_i s_{0i}(w_{ti} - w_{0i}) + w_{ti}(s_{ti} - s_{0i}) \quad (1)$$

と書くことができる。このシグマの中の第1項は、基準となる時点の年齢別の貯蓄率のプロファイルを前提として、各世帯属性のシェアがどのように変化したかをとらえており、ここでは「人口構成変化効果」とよぶ。第2項は、比較時点の世帯属性別のシェアを前提として、各世帯属性の貯蓄率がどのように変化したかをとらえており、ここでは「貯蓄行動の変化効果」とよぶ。

ここでは高齢化を分析対象としており、世帯属性としては「年齢階級」を用いることを想定している。しかし、任意の世帯属性について、上記の分解は可能である。考慮した世帯属性をコントロールすると貯蓄率が不変になれば、貯蓄率の変化は世帯属性ごとの構成比の変化で説明できたことになる。一方で、世帯属性を所与としても、貯蓄率が時点によって大きく異なるようであれば、人口構成以外の要因によって決まっていることになる。

ただし、この分解は基準となる時点0と比較対象となる時点tの組み合わせに依存する。そこで、本稿では、全国消費実態調査の調査年ごとに対前回調査でこの分解をしたものと、最新の利用可能なデータである2009年の結果を基準として、1989年との比較をしたものの両方を計算した。年齢別の貯蓄率の年齢別プロファイルが不変であれば2つの方法に差はないが、年齢別プロファイルが変化している時には2つの方法で差が生まれる。

### 3 全国消費実態調査に基づく貯蓄率のデータの構築

#### 3.1 可処分所得の推計

全国消費実態調査の年収・貯蓄等調査票をベースに世帯の年間可処分所得のデータを構築する。具体的な手順は、

1. 年収・貯蓄等調査票の世帯員・所得の源泉ごとの収入の情報のうち、「その他の世帯員」とされる部分について、該当する世帯員を特定して個人ベースの収入を推計する
2. 各世帯員の属性情報から扶養関係等を推定する
3. 推定された収入・扶養関係に税制や社会保険料率などを適用することで税・社会保険料を家計ごとに推計する



#### 4. 年間収入から非消費支出を差し引いて可処分所得とする

というものである。詳細については Appendix A1 で記述したが、以下ではその概要を示す。

個人ベースの収入の特定については、全国消費実態調査の年収・貯蓄等調査票において、「世帯主」「世帯主の配偶者」「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」の収入が調査されている。ただし、「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」に関する収入は65歳未満および65歳以上でそれぞれ合算されており、世帯員ごとの収入は把握できない。そのため、「その他の世帯員（65歳未満・65歳以上）」において複数の者がいる世帯では、以下のルールに従って収入を按分する。

所得の源泉のうち、利子・配当所得については、年収・貯蓄等調査票に記入された金額は利用しない。宇南山(2009)では家計調査の家計簿における財産収入が過少に申告されていることが指摘されており、ここでの全国消費実態調査の年収・貯蓄等調査票の利子・配当所得も勤労所得との比から過少である可能性が高い。そこで、各家計の保有する金融資産残高に市場金利（資産種類別）をかけることで利子・配当収入を推計した。ただし、資産所得は全て源泉分離課税を選択するものと仮定すれば総合課税の対象部分とは分離できることから、以下の手順には影響を与えない。

まず「勤め先からの年間収入」「農林漁業収入」「農林漁業以外の事業収入」「公的年金・恩給」「企業年金・個人年金」については、世帯員の性別・年齢によって平均的な収入が異なると考えられる。そのため、まず個人の収入が把握できる世帯主と配偶者の収入から、性別（男性・女性）×年齢階層別（20歳未満、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳以上）の平均収入を求める。その上で、「その他の世帯員（65歳未満・65歳以上）」に複数の者がいる場合は、合算されている収入を先の平均収入の比率に従って世帯員ごとに按分した。

また、「内職などの年間収入」「家賃・地代の年間収入」「親族などからの仕送り金」「その他の年間収入」については、「その他の世帯員（65歳未満・65歳以上）」に複数の者がいる場合、世帯員数で頭割りして按分した。（ただし、15歳未満の世帯員については按分の対象から除外している。）

こうした収入に加えて、世帯員に割りあてない収入もある。まず利子・配当収入であるが、これは源泉分離課税と想定して世帯全体の収入とした。利子・配当は年収・貯蓄調査票で調査されているが、その額が過少である可能性を考慮して、保有金融資産の額から独自に推計した。すなわち、金融資産の種類別に、市場金利を求めて、想定利子・配当を計算した。この利子・配当は、源泉分離ではあるが、課税される。しかし、マル優などの税制措置が観察できないため、ここでは税を計上していない。

次に、帰属家賃収入について考える。以下で見るように、SNA との整合性の観点から、帰属家賃を支出に計上している。そのため、収入面でも見合った額を計上する。

ただし、収入面では、「必要経費」を差し引く必要がある。ここでは、住宅ローンの金利分（住宅ローンの残高に市場の住宅ローン金利をかけたもの）と固定資産税、消費支出のうち「住宅維持修繕」を用いて調整した。また帰属家賃についても、所得税などは考えなかった。以上の各人の収入を前提に、税・社会保険料を計上するための扶養関係を推定する。

所得税・住民税を推計するにあたっては、最高所得者を世帯主と仮定し、またその世帯主と各世帯員の続き柄、年齢、職業、収入などに関する状況から、配偶者・扶養関係を特定する。すなわち家計は世帯に対する合計課税所得を合理的に最小化すると考え、例えば配偶者がいる場合は夫婦のうち所得の高い方に配偶者控除を適用する。また同様に、世帯内の最大所得者に扶養控除を適用する。

推計された個人ベースの収入と扶養関係に、現実の税・社会保険制度に適用当てはめて税・社会保険料の負担額を推定する。ここで適用する所得控除は基礎控除・配偶者（特別）控除・扶養控除・老年者控除・社会保険料控除である。社会保険料控除については、以下で述べる社会保険料の額を使用する。最後に、課税所得に対して現実の税率表を適用し、また定率減税等も考慮する。ただし、調査票から得られない情報による控除（障害者控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除など）は考慮していない。

社会保険料については年金・健康・介護・雇用保険料それぞれで、世帯員ごとに加入制度を推定したのち、現実の保険料計算式を適用する。公的年金保険料の加入制度については、「勤め先からの年間収入」が一定額（「短時間労働者の平均賃金×30時間×52週」など）よりも多い世帯員を厚生年金加入者（第2号被保険者）、収入が一定額未満で配偶者が第2号被保険者の世帯員を第3号被保険者、それ以外の世帯員を国民年金加入者（第1号被保険者）とした。19歳以下または60歳以上の世帯員は原則、保険料負担は無いものとし、ただし70歳以下でも第2号被保険者の所得要件を満たす場合は厚生年金加入者とした。保険料について、第1号被保険者は定額保険料を負担するものとし、また免除制度（全額、4分の3、半額、4分の1）の所得基準を満たす者は全て適用した。第2号被保険者は厚生年金の平均保険料率を労使折半するものとし、「勤め先からの年間収入」に折半後の保険料率を乗じた。ここでは厚生年金の標準報酬月額と標準賞与額の上限も考慮している。

健康保険料の加入制度については、75歳以上の世帯員を後期高齢者医療制度の加入者（2008年度以降のみ）、74歳以下の中で厚生年金に加入している世帯員を健康保険（被用者保険）加入者、それ以外の世帯員を国民健康保険加入者とした。また、収入が一定額未満で、同居親族に健康保険（被用者保険）の加入者がいる場合は、その世帯員を健康保険（被用者保険）の被

扶養者とした。保険料について、健康保険（被用者保険）の保険料は協会けんぽの保険料率を労使折半するものとし、「勤め先からの年間収入」に折半後の保険料率を乗じた。国民健康保険の保険料は国民健康保険実態調査から所得割率、資産割、均等割、平等割の全国平均を適用した。ここでは国民健康保険料の賦課限度額、応益割に対する減額制度も考慮している。後期高齢者医療制度の保険料は所得割および均等割の全国平均を適用した。ここでは後期高齢者医療制度の賦課限度額、所得割額および均等割の減額制度も考慮している。

介護保険料について、第1号被保険者（65歳以上）の保険料は各都道府県の保険料基準額の全国平均を適用した。第2号被保険者（40～64歳）の保険料は国民健康保険加入者と健康保険（被用者保険）加入者で分類する。国民健康保険加入者は国民健康保険実態調査から介護給付分の所得割率、資産割、均等割、平等割の全国平均を適用した。ここでは国民健康保険料の賦課限度額、応益割に対する減額制度も考慮している。健康保険（被用者保険）の加入者は全国平均の保険料率を労使折半するものとし、「勤め先からの年間収入」に折半後の保険料率を乗じた。ここでは健康保険（被用者保険）の標準報酬月額と標準賞与額の上限も考慮している。

雇用保険料の加入については、「勤め先からの年間収入」が一定額（「短時間労働者の平均賃金×20時間×52週」など）よりも多い被用者を加入者とした。保険料については、一般の事業における労働者負担率を適用し、「勤め先からの年間収入」に負担率を乗じた。

この推計方法は、利用可能な変数から社会的な制度などを世帯ごとに適用して、新たな変数を仮想的に構築するマイクロ・シミュレーションの手法と同じであり、限られた情報から世帯ごとの税・社会保険料という個別性の高い変数が推定可能である<sup>1</sup>。一方で大きな測定誤差を含む可能性がある。しかし、大野・中澤・菊田・山本（2015）および多田・大野・宇南山（2016）では、国民生活基礎調査で家計から報告される年間の税・社会保険料を、ここと同様の手法で推計した理論値を比較し、高い精度で世帯ごとに推定できることを示している。さらに、税・社会保険料の負担額を推計するのに必要な変数である、世帯属性や収入の情報は国民生活基礎調査と全国消費実態調査は整合的であることが確認されている（佐野・多田・山本, 2015; 多田・三好, 2015）。つまり、税・社会保険料の推定に係る手法について、全国消費実態調査に適用することは妥当と考えられる。

---

<sup>1</sup> マイクロ・シミュレーションを用いた研究として、例えば田近・古谷（2003; 2005）、田近・八塩（2008; 2010）、白石（2010）、土居・朴（2011）を参照。

### 3.2 年間消費額の推計

全国消費実態調査では、家計調査と同様に、自由記入の家計簿にあらゆる支出を記録させることで消費を把握している。上で見た収入と異なり、すべての類型の家計が同じ方式で記録しており、調査世帯の欠落の問題はない。しかし、全国消費実態調査の調査期間が9・10・11月の3ヶ月のみであり、年間消費額を把握することができないという問題がある。消費には強い季節性があることが知られており、調査対象期間の月平均消費額を単純に12倍することで年間消費額の推計としては偏りが避けられない。また、宇南山（2009; 2011; 2015）で示されているように、自由記入の家計簿方式による消費額の調査では、耐久財や冠婚葬祭費などの高額サービスなどの品目において消費支出が過少となっている可能性がある。つまり、たとえ季節性の問題を解決したとしても、推計される消費額が過少である可能性が残る。

この2つの問題に対応するために、全国消費実態調査で調査された消費支出を品目ごとに2つのグループに分ける。具体的には、高額消費の過少性に対応するために、家計消費状況調査の調査対象となっている品目のうち特に過少性が大きいとされた品目と、それ以外の品目に分け、それぞれに異なった補正をかける。以下の推計方法については Appendix A2 に詳細を述べている。

高額消費の過少性については、以下で他の品目に適用されるような、全国消費実態調査の平均消費額を定数倍する手法では適切な補正はできない。高額消費の購入の頻度は低く、一度購入をすれば直前・直後は一般に購入をする可能性が下がるため、全国消費実態調査で記録された消費額を定数倍することで年間消費額を推計することはむしろ不適切となる。

そこで、全国消費実態調査の調査年の家計消費状況調査を用いて、世帯属性別の高額消費に関する平均支出額を計算し、それを当該世帯属性に対応する全国消費実態調査の各調査世帯に割り当てることで年間支出額とした。そのため、同じ世帯属性内での非対称性は考慮されず、世帯属性が同じであれば同じ支出額となっているのである。

この対応に用いた世帯属性は、世帯主の年齢、世帯の年間収入階級、都市規模である。世帯人員数での分割も試算したが、平均的には違いが小さく、サンプル数の減少が大きかったため、利用しなかった。ここで対応付けをする世帯属性の選択方法については、今後の研究で改善の余地はあると考えるが、いくつか変更をして試算した結果からは、本稿の論旨に影響を与えるような変化はなかった。

また、家計消費状況調査は2002年に調査開始となっているため、2002年以前については同様の補正ができない。そこで、2004・2009年の各調査については、ここで述べたように家計消

費状況調査の世帯属性別の平均消費額を代入した。この2時点については、同じ品目について、全国消費実態調査の調査結果も存在しているため、全国消費実態調査と家計消費状況調査の世帯属性別の平均消費額の比率が計算できる。2002年以前の調査年については、その比率を、全国消費実態調査の世帯属性別の平均消費額にかけることで補正值とした。

過少性が存在していると考えられる家計消費状況調査の調査対象のうち、学校等の「授業料等」および「補習教育」については、上のような一般的な世帯属性では正確に補正できない。一方で、全国消費実態調査では、各世帯員の通学している学校の「国公立・私立の別」および「学校の種類」が調査されている。そこで、以下のような別の手順で、世帯全体での授業料負担額を補正した。まず、家計消費状況調査を用いて、公立・私立の別および学校の種類別（幼稚園・小・中・高・大学）に、1人あたりの年間授業料を計算する<sup>2</sup>。この1人あたりの額を、全国消費実態調査の各調査世帯での該当する種別の学校に通学する世帯員数にかけて、世帯合計額を計算した。

宇南山(2011; 2015)では、家計調査の消費の過少性は家計消費状況調査の調査対象品目の部分を除けば深刻でないことが示されている。また、宇南山(2009)および米田(2017)では、家計消費状況調査の調査結果を用いることで、SNAと家計調査の貯蓄率の乖離が説明できることが示されている。すなわち、ここでの手順で家計消費状況調査の結果を挿入することで、高額消費の過少性については適切に対応できると考える。

次に、家計消費状況調査の調査対象品目とならない他の品目について、季節性をコントロールすることを考える。ここでは、基本的に家計調査の季節パターンを用いて、全国消費実態調査の消費金額を年ベースに換算することを考える。ただし、季節パターンは品目・世帯の属性ごとに季節パターンは異なると考えられるため、以下の通り品目・世帯属性を分類して係数を計算する。

まず、全国消費実態調査の各調査年の家計調査のデータを用いて、各月の世帯属性別の平均支出額（上で扱った家計消費状況調査の調査対象および下で述べる品目を除く）を計算する。

---

<sup>2</sup> 家計消費状況調査では、学校の種類別の世帯人員数は調査されているが、「国公立・私立の別」は調査されていない。一方で、「授業料等」が「国公立」と「私立」で別々に調査されている。そこで「在学者」が1名の世帯に限定して在学している学校の種類（たとえば大学生）を限定し、「国公立」および「私立」の「授業料等」の支出額を推計した。また、2002年以前の調査については、2002年の家計消費状況調査で計算された学校の種類別、国公立・私立別の授業料を消費者物価指数の該当品目の指数を用いてスライドさせたものを1人当たりの指数とした。

ただし、用いた世帯属性は、世帯主の年齢階級・世帯主の就業状況・世帯の年間収入階級・持ち家かどうか・居住する市町村の規模である。この各月の平均支出額を通年で合計したものを年間消費額とし、9・10・11月の平均消費額の比率を計算する。その比率を、当該世帯属性を持つ全国消費実態調査の調査世帯の平均消費額にかけることで年間消費額とした<sup>3</sup>。

ただし、「電気」・「ガス」・「水道」の3品目については、その季節性が世帯属性や収入とは相関が大きくなり、むしろ地域や住居の構造による違いが大きいと考えられることから、調整のための係数を計算する世帯属性を、都道府県・住宅の構造別とする。

また、「家賃」については、世帯ごとに非対称性が高い一方で季節性の問題はほとんどないと考えられるため、全国消費実態調査で調査された各世帯の平均家賃を、単純に12倍することで、当該世帯の家賃についての年間消費額とした。さらに、持ち家世帯については、全国消費実態調査で公式に推計されている「帰属家賃」も消費支出に計上する。これが収入になることもこの計算により、よりSNAの貯蓄概念と近い貯蓄率を計算することができる。

## 4 世帯属性別の貯蓄率の推移

### 4.1 推計された可処分所得と年間消費額

表1に、推計された可処分所得と年間消費支出額を示した。比較のため、全国消費実態調査および家計調査の公式な調査結果のうち、2人以上の世帯・勤労者世帯の結果も示している。ただし、全国消費実態調査の結果は、月平均額で公表されているため、単純に12倍することで年額に換算している。

全国消費実態調査の公式の統計と比較するために、二人以上の勤労者世帯に注目したのが列(2)である。列(3)と比較すると、ここで推計した可処分所得が100~150万円ほど多い。その約半分はボーナスの影響と考えられる。全国消費実態調査は、9・10・11月が調査期間となっているため、通常はボーナスが調査対象とならない。また列(4)に示した家計調査の結果からもボーナスの影響がみえる。

---

<sup>3</sup> 全国消費実態調査では、一部の調査世帯が3ヶ月のうち一部の月のみ調査に協力しているケースがある。その場合には、調査が実施された月のみで調整する比率を計算している。

ただし多田・三好(2015)によれば、家計調査の家計簿に記録される収入は、ボーナスや公的年金収入のような毎月定期的に支給される収入以外の収入を過小評価している可能性がある。ここでは年収・貯蓄等調査票の情報を活用したため、季節性を補正しただけでなく、ボーナス等の過少性も解消している。さらに、財産収入についても、保有金融資産から推計しており、宇南山(2009)で指摘された過少性を回避している。こうした補正が家計調査と比べても各年約80万円多く推計されている理由である。加えて、帰属家賃からの収入も計上してある。

一方、消費に関してみると、各年とも家計調査より100万円以上年間消費が多くなっている。この大部分は持家の帰属家賃であり、1989年には2人以上の世帯・勤労者世帯で52万円、2009年には72万円になっている。残りの差の大部分は、耐久財や冠婚葬祭費などの高額消費を家計消費状況調査で補正した効果である。宇南山(2015)では、家計調査の高額消費品目を家計消費状況調査の結果に置き換えることで月6万円程度消費が増加するとされていたが、もともと高額消費に関しては全国消費実態調査の捕捉率が高いため、この補正では月4万円程度の効果となっている。

可処分所得・消費支出をこのように補正することで、2人以上の世帯のうち勤労者世帯の貯蓄率は水準として家計調査の公式の結果に比べ、5~8%ポイント低くなっている。しかし、勤労者世帯に限定する限り、大きな貯蓄率の低下は観察されておらず、マクロの動向と矛盾した結果となる点は共通している。しかし、経済全体では、勤労者世帯のみならず、自営業などの有業世帯、さらには無職世帯がいるため、それらの世帯も含めた貯蓄率を見る必要がある。

列(1)に示した、全世帯ベースでの貯蓄率は、1989年19%から2009年の12.5%まで20年間で6.5%ポイントと低下している。これは、SNAの貯蓄率が同じ時期に18.5%から10.9%まで7.6%ポイント低下したのとほぼ同じ水準であり、マクロの動向と一致している。ここでの推計方法では、宇南山(2009)および米田(2017)で明らかにされたマクロ統計とミクロ統計の乖離の原因をすべて調整しており、SNAと整合的な水準となっている。以下では、推計結果である列(1)に基づき、貯蓄率の低下の原因を分析する。

## 4.2 年齢別貯蓄率の推移

図2は、1989年から2009年時点での年齢ごとの貯蓄率を示している。ともに、20歳代から30歳代にかけて上昇し、40歳代は横ばいとなっており、水準としてもほぼ同じである。しかし、50歳代からかい離が発生し、多くの労働者が定年を経験する60歳代以降は大きな差がある。2009年時点では、60歳代前半に貯蓄率は急激に低下し、70歳以降はサンプル数も少なく

なるため不安定であるが、マイナスになる水準まで落ち込んでいる。それに対し、1989年では、60歳以降もほぼ同じ水準で安定している。75歳以降は不安定になり、若干の低下傾向がみられるが、10%を超える水準で推移している。

標準的なライフサイクル仮説に従えば、家計は現役時代に貯蓄をし、引退した老後には貯蓄を取り崩すことが想定されている。2009年のライフサイクルパターンはこの想定と整合的であるが、高齢でも貯蓄率はほとんどマイナスにならない。1989年のケースでは、若年層より高齢者の貯蓄率が高いほどであり、標準的なライフサイクル仮説が成り立っていない。

一方、図2には、1989年と2009年の年齢別の世帯数の構成比も面グラフで示している。これを見ると、全体として、60歳前の年齢層のシェアが低下し、60歳以降の高齢層のシェアが上昇している。特に、1989年時点では、いわゆる団塊の世代が40歳前後であったが、2009年には60歳前後となっており、人口構成のピークが移動しており高齢化は明白である。

各年の年齢プロファイルと人口構成を用いて、第2節で示した要因分解をした結果を示したのが表2である。1989年から調査ごとに対前回調査で式(1)の分解を適用している。また最終行は、2009年を基準として1989年からの変化をまとめて分解したものである。人口構成変化効果は一貫してマイナスであり、貯蓄率を低下させる要因であったことは確認できるが、その大きさは小さく、直近の2004年から2009年の団塊世代が60歳を超えるタイミングでも-0.6%程度である。それに対し、年齢別貯蓄率変化の効果は、上で見た高齢者層での貯蓄率の変動を反映して、1999年前後で大きく変動し、貯蓄率全体を動かしている。

こうした、貯蓄率の動きを要因分解したものを1989年から2009年まで合計したもの、および1989年と2009年を直接比較したものが、最後の2行である。合計で貯蓄率は6.5%ポイント低下したが、このうち人口構成変化効果の合計は1.2%ポイントであり、貯蓄率変化効果が5.3%となっている。つまり、貯蓄率の低下の8割は人口構成の変化ではない要因で説明されるのである。1989年から2009年の変化を直接比較した分解で見れば、6.5%ポイントのマクロの貯蓄率の低下に対し、人口構成変化効果は2.3%ポイントのみであり、人口構成変化効果は若干大きくなるが、それでも全体低下の1/3に過ぎないのである。

この結果は、マクロ的な貯蓄率の低下の大部分は、単純に貯蓄率の低い高齢者の割合が増加したことでは説明できないことを示している。図1でも確認したように、高齢者の貯蓄率が低下したことそのものが、説明されるべき現象となっている。



## 5 まとめとディスカッション

本稿では、全国消費実態調査・家計調査・家計消費状況調査を補完的に用いることで、世帯属性別の貯蓄率を計算することが可能なデータセットを構築した。マクロの貯蓄率の動向を把握する SNA 統計と整合的で、なおかつ日本の全世帯を代表できるマイクロデータはこれまで利用できなかったが、ここでのデータによって、マクロの動向をマイクロレベルに分解することが可能になった。

可処分所得については、家計簿とは別途調査されている年間収入を使うとともに、世帯員に関する詳細な情報を利用して各家計の税・社会保険料負担額を世帯ごとに推計する方法をとった。家計調査・全国消費実態調査の家計簿による収入の調査では、自営業等の収入を把握することができなかった。また、年間収入の調査票では、税・社会保険料負担が記録されていないため、可処分所得が計算できなかった。ここでの手法によって、全世帯の可処分所得が利用可能になったのである。

消費支出については、家計調査に基づき指摘されてきた、家計簿による消費の調査の課題を解決するために、家計消費状況調査の調査結果を活用した。さらに、全国消費実態調査が調査対象としている 9・10・11 月の消費を年額ベースに換算するために、家計調査の季節パターンを利用した。また全国消費実態調査固有の情報である持家の帰属家賃は、SNA との整合性を高めた。全国消費実態調査・家計調査・家計消費状況調査という日本の消費関連統計を補完的に用いることで、信頼性の高い年間消費を構築することができた。

構築されたデータで観察される貯蓄率は、おおむね SNA で示されるマクロの貯蓄動向と類似した動きをしていた。また、年齢別の世帯属性別の貯蓄率の動向も、合理的であり、全体として信頼のできる動きと考えられる。

このデータを用いて、日本の貯蓄率の動向を、世帯属性ごとの貯蓄率と各世帯属性の構成比率に要因分解したところ、変化の約 8 割は、各属性での貯蓄率が低下したことに原因があることが分かった。言い換えれば、日本の貯蓄率の低下の主たる原因は、高齢者層の増加ではなく、高齢者世帯が貯蓄率を大きく低下させたことであった。

これまで、ライフサイクル仮説に基づき、高齢者の貯蓄は大幅なマイナスであり、高齢化がマクロの貯蓄率の低下の原因とされてきた。しかし、ここでの結果は、日本の貯蓄率の低下の原因を明らかにするには、高齢者の貯蓄行動の変化の原因を明らかにする必要があることを示唆している。その原因の究明は今後の課題とする。ただし、以下に述べるいくつかの点については、留意が必要である。

まず、全国消費実態調査では（家計調査でも同様であるが）世帯主とは「家計の主たる収入を得ている人」であり、高齢者が世帯主になり得るのは十分な所得を得ているか、高齢者のみで世帯を構成しているケースのみだという点である。この点を考慮すれば、1989年の高齢層の貯蓄率が高かったということは、2009年の高齢者とは貯蓄行動が異なっている可能性があるとともに、2009年には貯蓄率が低い層であっても世帯主でいられる可能性も否定できない。具体的に言えば、かつてであれば無職世帯になると、子供家族とともに同居していた高齢者が、年金だけで独立の世帯を構成できるようになった可能性がある。今後、同居の意思決定と貯蓄率の関係についても考察が必要と考える。

第2に、本稿でデータを構築する際に補正した項目のうち、高齢者の貯蓄率と密接に関連している項目に関しても更なる検討が必要である。その一つが、通常のマクロ統計では考慮されていない帰属家賃である。全国消費実態調査では、持家の住宅の属性から帰属家賃を推計しており、ここでも消費支出の一部として計算している。高齢者ほど持家比率が高いことから、高齢者の貯蓄行動に影響を与えている可能性があり、高齢者の貯蓄率の変化とどのように関係しているかを考察する必要がある。

第3に、利子・配当所得についても、注意が必要である。通常の家計調査において、利子・配当所得が十分に記録されていない可能性がある。これは、財産収入に関する世帯の認識と密接に関連していると考えられる。ここでは金融資産残高から推計された利子・配当所得を可処分所得に含めているが、これは家計の所得の認識とずれている可能性があり、潜在的には、貯蓄率低下の有力な説明要因である。

少子高齢化が進む一方で貯蓄率が低下するというマクロ的な現象は、高齢者ほど貯蓄率が低いという理論的な予想と整合的であり、一定の説得力を持っている。しかし、定量的に計測すると、高齢化の影響は限定的である。日本の家計貯蓄率が低下した要因はより経済学的な要因によって説明されるべきである。

#### <参考文献>

岩本康志・尾崎哲・前川裕貴(1995)「『家計調査』と『国民経済計算』における家計貯蓄率 動向の乖離について(1):概念の相違と標本の偏りの問題の検討」『フィナンシャル・レビュー』第35号, pp.51-82

岩本康志・尾崎哲・前川裕貴(1996)「『家計調査』と『国民経済計算』における家計貯蓄率 動向の乖離について(2):マイクロデータとマクロデータの整合性」『フィナンシャル・レビュー』第37号, pp.82-112

- 植田和男・大野正智(1993)「家計貯蓄率動向の謎：世帯調査と国民経済計算との乖離について」  
『金融研究（日本銀行金融研究所）』第12巻第2号, pp.127-147
- 宇南山卓(2009)「SNA と家計調査における貯蓄率の乖離 -日本の貯蓄率低下の要因」RIETI  
Discussion Paper Series 10-J-003
- 宇南山卓(2011)「家計調査の課題と改善に向けて」『統計と日本経済』第1巻第1号, pp.3-28
- 宇南山卓(2015)「消費関連統計の比較」『フィナンシャル・レビュー』第122号, pp.59-79
- 大野太郎・中澤正彦・菊田和晃・山本学(2015)「家計の税・社会保険料の比較」『フィナンシャル・レビュー』第122号, pp.50-58
- 佐野晋平・多田隼士・山本学(2015)「世帯調査の方法と調査世帯の性質-世帯構成、年収、学歴に関する比較-」『フィナンシャル・レビュー』第122号, pp.4-24
- 白石浩介(2010)「給付つき税額控除による所得保障」『会計検査研究』第42号, pp.11-28
- 多田隼士・三好向洋(2015)「家計収入の把握」『フィナンシャル・レビュー』第122号, pp.25-39
- 多田隼士・大野太郎・宇南山卓(2016)「マイクロ・データを用いた社会保険料の推計とその妥当性の検証」PRI Discussion Paper Series No.16A-02
- 田近栄治・古谷泉生(2003)「税制改革のマイクロ・シミュレーション分析」, 小野善康ほか（編）  
『現代経済学の潮流 2003』第7章, 東洋経済新報社
- 田近栄治・古谷泉生(2005)「年金課税の実態と改革のマイクロ・シミュレーション分析」『経済研究』第56巻第4号, pp.304-316
- 田近栄治・八塩裕之(2008)「所得税改革：税額控除による税と社会保険料負担の一体調整」『季刊社会保障研究』第44巻第3号, pp.291-306
- 田近栄治・八塩裕之(2010)「税収の確保と格差の是正：給付付き税額控除制度の導入」, 土居丈朗（編）『日本の税をどう見直すか』第2章, 日本経済新聞出版社
- 土居丈朗・朴寶美(2013)「所得税制改革が家計に与える影響：平成23年度税制改正大綱に関するマイクロ・シミュレーション」KEIO/KYOTO GLOBAL COE DISCUSSION PAPER SERIES DP2011-001
- 中村洋一(1999)『SNA 統計入門』日本経済新聞社
- チャールズ・ユウジ・ホリオカ(2009)「日本の貯蓄率：高齢化の影響」, 樋口美雄・財務省財務総合政策研究所（編）『日本経済の構造変化と景気回復』第4章, 日本評論社
- 村岸慶應(1993)「SNA と家計調査の貯蓄率の比較」『季刊国民経済計算』第99号, pp.18-79
- 吉川洋(1992)『日本経済とマクロ経済学』東洋経済新報社

- 米田泰隆(2017)「日本のミクロとマクロにおける家計貯蓄率の乖離—「家計調査」と「国民経済計算 (SNA)」の分析を通して」2017年度一橋大学大学院経済学研究科修士論文
- Braun, R. A., D. Ikeda and D. H. Joines (2008), "The saving rate in Japan: Why it has fallen and why it will remain low," *CARF Working Paper*, CARF-F-117
- Chen, K., A. Imrohoroglu, and S. Imrohoroglu (2006), "The Japanese Saving Rate," *American Economic Review*, vol. 96(5), pp.1850-1858
- Christiano, L. (1989), "Understanding Japan's Saving Rate: The Reconstruction Hypothesis," *Federal Reserve Bank of Minneapolis Quarterly Review*, vol. 23, pp.2-24
- Dekle, R. and L. Summers (1991), "Japan's High Saving Rate Reaffirmed," *Monetary and Economic Studies*, vol. 9, pp.63-78
- Demery, D. and N. W. Duck (2006), "Demographic Change and the UK Savings Rate," *Applied Economics*, vol. 38, pp.119-136
- Erlandsen, S. and R. Nymoen (2008), "Consumption and Population Age Structure," *Journal of Population Economics*, vol. 21, pp.505-520
- Hayashi, F. (1986), "Why is Japan's Saving Rate So Apparently High?", in Stanley Fischer, ed., *NBER Macroeconomics Annual*, Cambridge: MIT Press
- Horioka, C. (1990), "Why is Japan's Household Saving Rate So High? A Literature Survey," *Journal of the Japanese and International Economics*, vol. 4, pp.49-92
- Koga, M. (2006), "The Decline of Japan's Saving Rate and Demographic Effects," *Japanese Economic Review*, vol. 57(2), pp.312-321

表1 可処分所得と消費支出

	推計結果		全国消費 実態調査 (月平均 X12)	家計調査	SNA
	総世帯	2人以上 の世帯 ・勤労者	2人以上の 世帯 ・勤労者	2人以上の 世帯 ・勤労者	制度部門 家計 (総貯蓄)
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
1989 可処分所得	514.8	577.4	451.2	505.7	262.6
消費支出	417.1	467.9	377.9	379.8	214.1
貯蓄率	19.0%	19.0%	16.2%	24.9%	18.5%
1994 可処分所得	598.0	681.8	532.6	580.9	322.4
消費支出	481.3	538.2	428.0	423.7	263.8
貯蓄率	19.5%	21.1%	19.6%	27.1%	18.2%
1999 可処分所得	538.9	661.3	545	580.7	334.4
消費支出	438.6	524.5	423.1	415.4	278.8
貯蓄率	18.6%	20.7%	22.4%	28.5%	16.6%
2004 可処分所得	501.8	619.4	510.6	535.5	316.7
消費支出	427.3	508.3	407.1	398.0	283.5
貯蓄率	14.8%	17.9%	20.3%	25.7%	10.5%
2009 可処分所得	467.8	587.0	472.1	513.5	314.9
消費支出	409.2	483.6	384.2	382.9	280.5
貯蓄率	12.5%	17.6%	18.6%	25.4%	10.9%

単位：万円/

年

兆円/暦年

(注) 国民経済計算は、93SNAに基づく2000年基準の計数。ただし、固定資本減耗を含む「総貯蓄」であり、「年金基金年金準備金の変動」および「資本税」を可処分所得から除いたもの。

表2 貯蓄率の変化の要因分解：2009年との比較

	貯蓄率	前回調査との差	人口構成効果	貯蓄率変化効果	人口構成効果の割合
1989	19.0%	-	-	-	
1994	19.5%	0.5%	0.0%	0.6%	
1999	18.6%	-0.9%	-0.3%	-0.6%	
2004	14.8%	-3.8%	-0.3%	-3.5%	
2009	12.5%	-2.3%	-0.6%	-1.7%	
合計		-6.5%	-1.2%	-5.3%	19.0%
1989-2009			-2.3%	-4.2%	35.4%

図1 SNAにおける家計貯蓄率

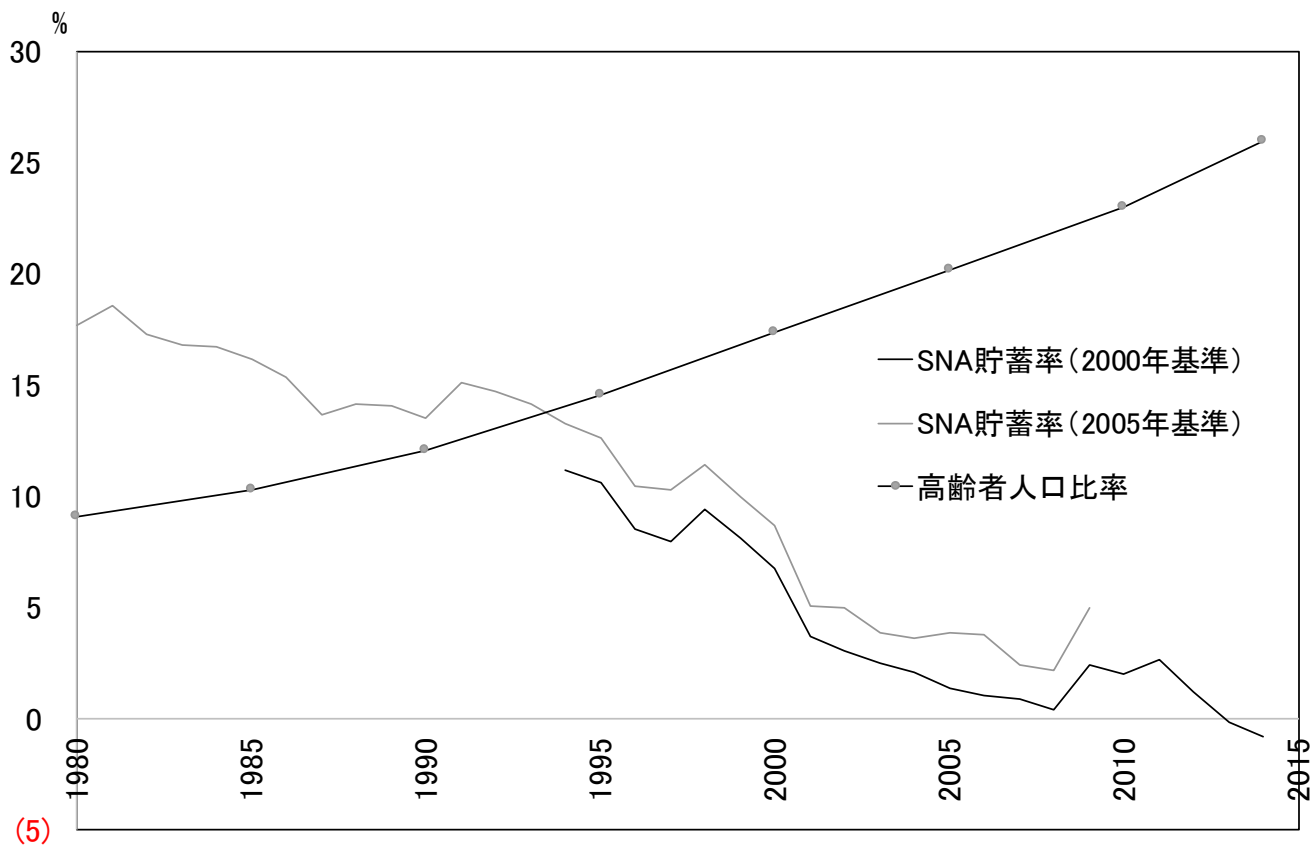
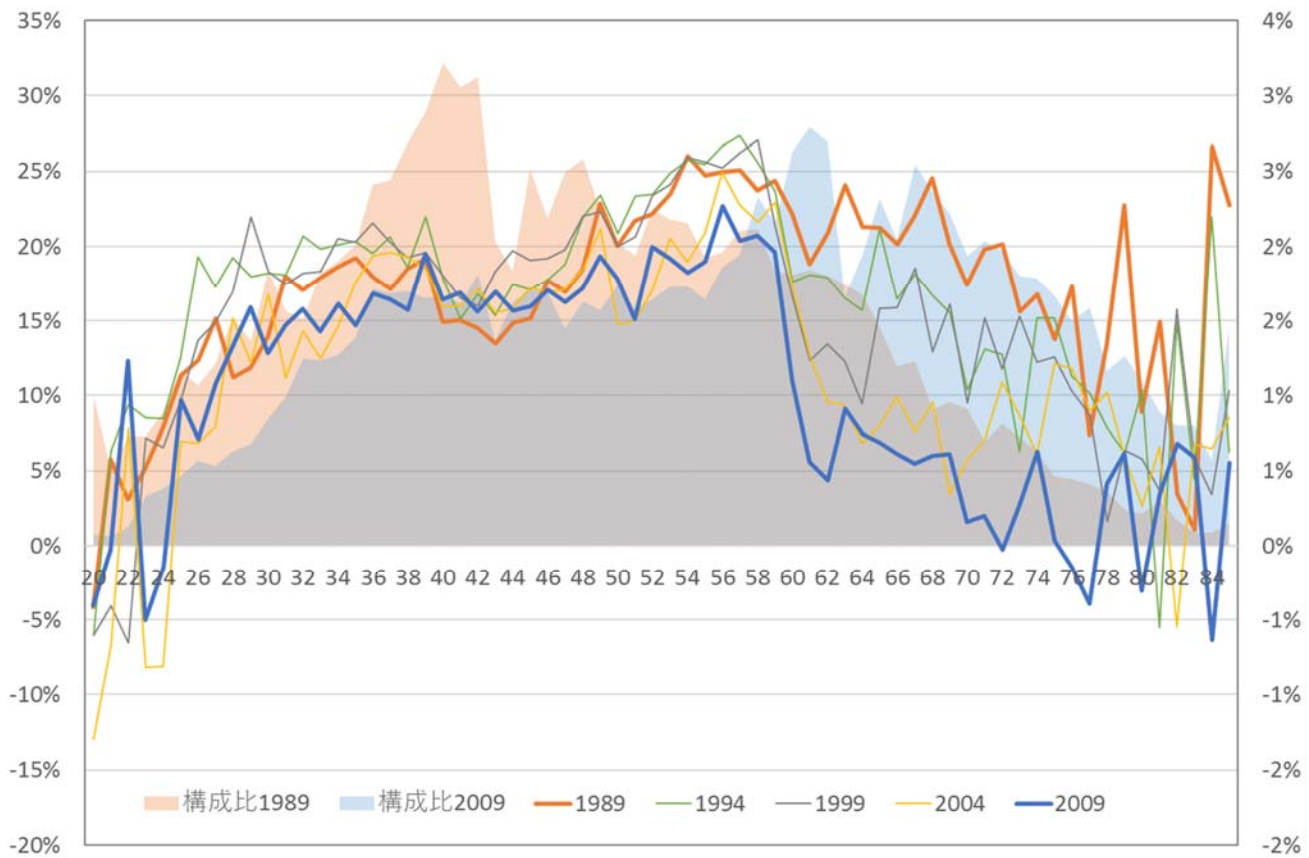


図2 年齢別の貯蓄率と世帯数シェア





## Appendix A1 税・社会保険料負担額の推計方法

全国消費実態調査で調査されている非消費支出は、調査期間である9・10・11月の平均支出額である。大野・中澤・菊田・山本(2015)では、税・社会保険料の負担額を年間ベースで捉えるとき、調査時期の季節性による影響から負担額が過少になる傾向について指摘されている。そこで、以下では①世帯員ごとの年間収入を推計したのち、②各世帯員の年間収入および世帯員の構成に関する情報に現実の制度を当てはめることで年間の税・社会保険料負担額を世帯ベースで推計する。

### A1.1 個人ベースの収入の推計

収入のデータについては、（家計簿の「月間収入」ではなく）「年収・貯蓄等調査票」から年間収入を使用する。具体的には以下の10項目である。

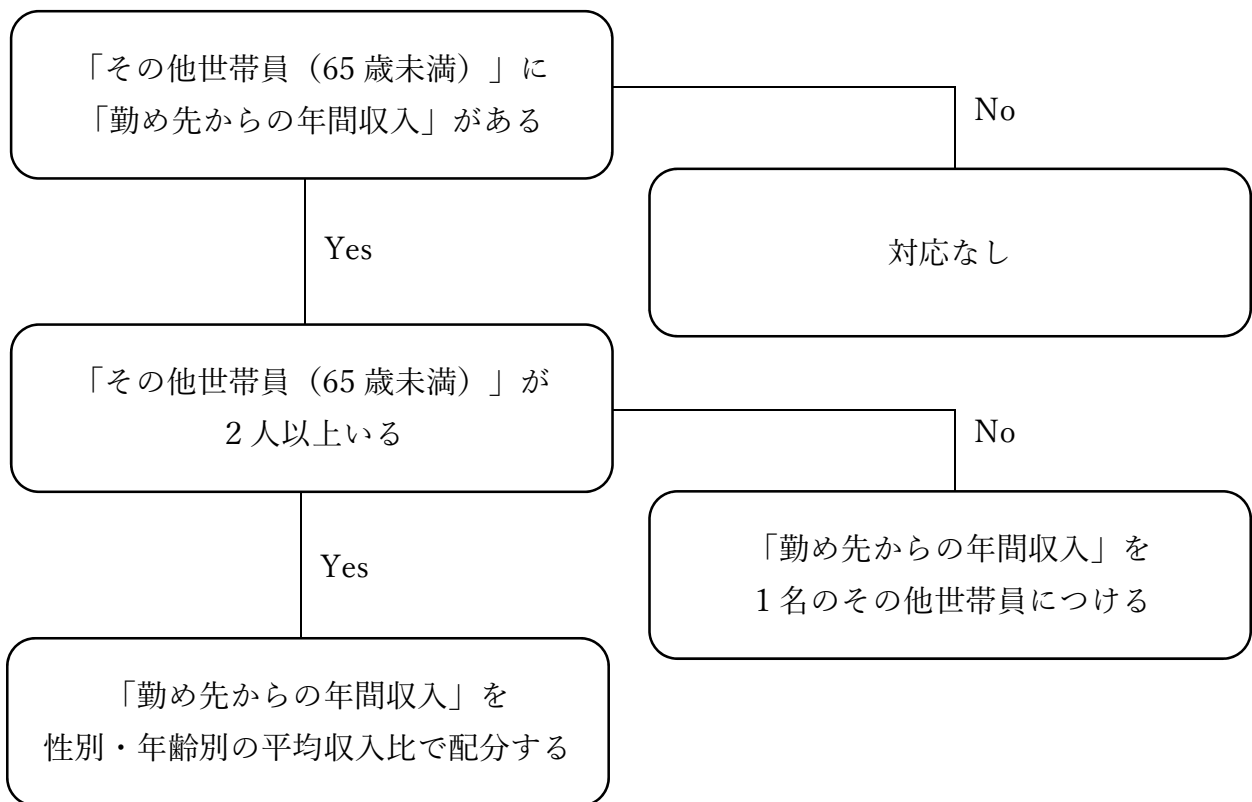
- ・勤め先からの年間収入
- ・農林漁業収入
- ・農林漁業以外の事業収入
- ・内職などの年間収入
- ・家賃・地代の年間収入
- ・公的年金・恩給
- ・企業年金・個人年金受取金
- ・親族などからの仕送り金
- ・その他の年間収入

全国消費実態調査の年収・貯蓄等調査票においては、「世帯主」「世帯主の配偶者」「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」の収入が調査されている。ただし、「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」に関する収入は65歳未満および65歳以上でそれぞれ合算されており、世帯員ごとの収入は把握できない。そのため、「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」において複数の者がいる世帯では、以下のルールに従って収入を按分する。

図 A1 は、その他世帯員の収入に関する推計手順を示している。まず、「勤め先からの年間収入」「農林漁業収入」「農林漁業以外の事業収入」「公的年金・恩給」「企業年金・個人年金」については、世帯員の性別・年齢によって平均的な収入が異なると考えられる。そのため、個人の収入が把握できる世帯主と配偶者の収入データから、性別（男性・女性）×年齢階層別（15～19 歳、20～29 歳、30～39 歳、40～49 歳、50～59 歳、60～69 歳、70 歳～）の平均収入を求める。その上で、「その他の世帯員（65 歳未満）」「同（65 歳以上）」において複数の者がいる場合は、合算されている収入を先の平均収入の比率に従って世帯員ごとに按分した。

図 A1 「その他世帯員」の収入に関する推計方法

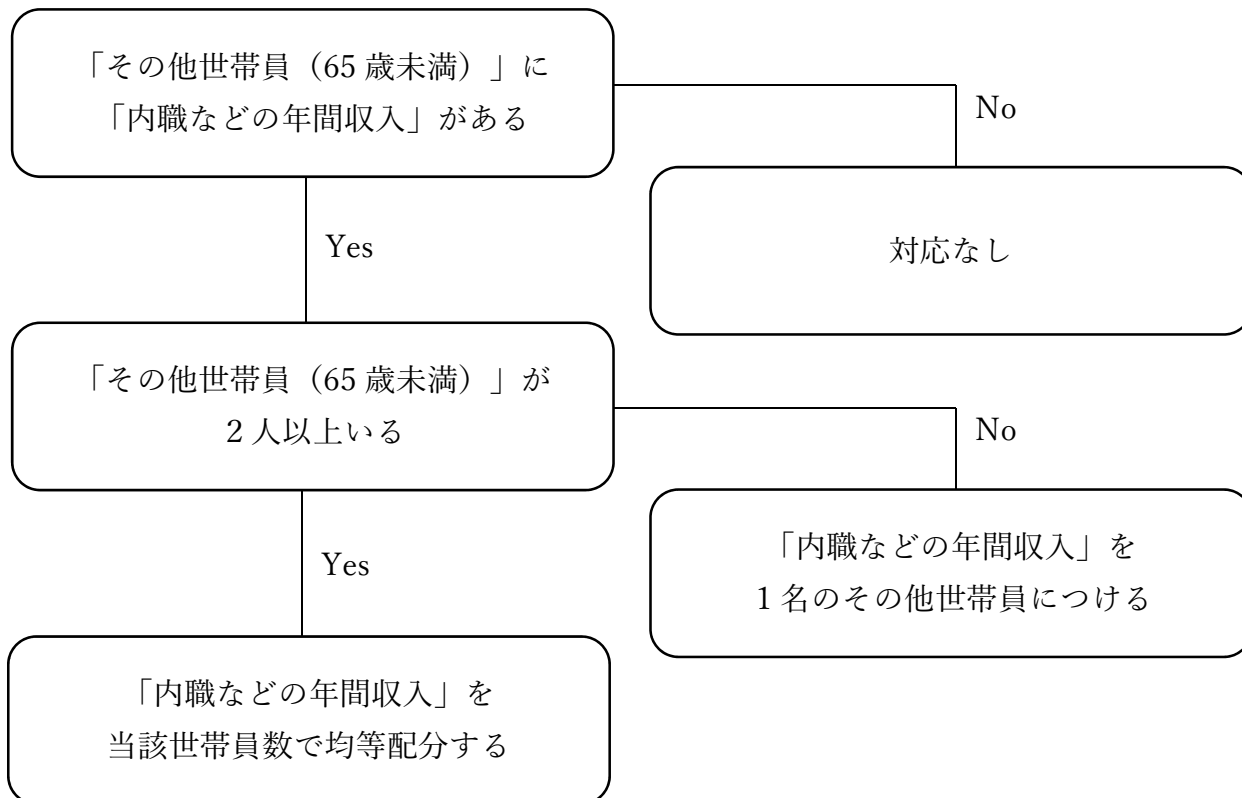
(a) 属性別平均収入の比率配分を用いる場合



(注1) 「その他世帯員(65歳以上)」の場合も同様。

(注2) 収入項目については「農林漁業収入」「農林漁業以外の事業収入」「公的年金・恩給」「企業年金・個人年金」も同様に属性別平均収入の比率を用いて配分する。

(b) 均等配分を用いる場合



(注1) 「その他世帯員（65歳以上）」の場合も同様。

(注2) 収入項目については「家賃・地代の年間収入」「親族などからの仕送り金」「その他の年間収入」も同様に当該世帯員間で均等に配分する。

例えば、ある世帯で「その他の世帯員（65歳未満）」に該当する者が2人おり、それぞれ「36歳・男性」「28歳・女性」である場合、「36歳・男性」における勤め先からの年間収入Aは以下の計算式で推計される。

$$A = \alpha \times \beta_1 / (\beta_1 + \beta_2)$$

$\alpha$  : 「その他の世帯員（65歳未満）」の「勤め先からの年間収入」

$\beta_1$  : 世帯主および配偶者を対象とした「30～39歳・男性」の「勤め先からの年間収入」に関する全世帯平均

$\beta_2$  : 世帯主および配偶者を対象とした「20～29歳・女性」の「勤め先からの年間収入」に関する全世帯平均

また、「内職などの年間収入」「家賃・地代の年間収入」「親族などからの仕送り金」「その他の年間収入」については、「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」に複数の者がいる場合、世帯員数で頭割りして按分する。ただし、15歳未満の世帯員については按分の対象から除外している。

## A1.2 社会保険料負担額の推計

税・社会保険料負担額を推計するにあたっては、配偶者・扶養関係を特定する必要がある。本稿では（世帯票で記入された扶養関係ではなく）最高所得者を世帯主と仮定し、またその世帯主と各世帯員の続き柄、年齢、職業、収入に関する状況から税制・社会保険制度上の配偶者・扶養関係を特定する。

社会保険料の推計では、まず各世帯員がどの社会保険制度に加入しているかを特定しなければならない。本稿では以下のように、公的年金・健康保険・介護保険・雇用保険の各制度について世帯員ごとに加入制度を推定したのち、現実の保険料計算式を適用して負担額を推計する。

### 1. 公的年金保険料

加入制度については、「勤め先からの年間収入」が「短時間労働者の平均賃金×30時間×52週」よりも多い世帯員は厚生年金の加入者（第2号被保険者）、年収が一定額未満（例えば2009年は130万円未満）で配偶者が第2号被保険者の場合は第3号被保険者、それ以外を国民年金加入者（第1号被保険者）とした。また、19歳以下または60歳以上の世帯員については原則、年金保険料の負担は無いものとし、ただし70歳以下でも第2号被保険者の所得要件を満たす場合は厚生年金加入者とした。

保険料については、第1号被保険者は定額保険料（例えば2009年は14,660円／月を年間ベースにしたもの）を負担するものとし、また免除制度（全額、4分の3、半額、4分の1）

の所得基準を満たす者は全て適用した。第2号被保険者は日本年金機構ホームページに掲載されている第1種被保険者・厚生年金の平均保険料率を労使折半するものとし、「勤め先からの年間収入」に折半後の保険料率を乗じた。ここでは厚生年金の標準報酬月額と標準賞与額の上限も考慮している。

## 2. 健康保険料

加入制度については、75歳以上の世帯員を後期高齢者医療制度の加入者（ただし、制度導入後の2009年のみ）、74歳以下の中で厚生年金に加入している世帯員を健康保険（被用者保険）加入者、それ以外の世帯員を国民健康保険加入者とした。また、年間収入が一定額未満（例えば2009年は130万円未満）で、同居親族に健康保険（被用者保険）の加入者がいる場合は、その世帯員を健康保険（被用者保険）の被扶養者とした。

保険料については、健康保険（被用者保険）の保険料は全国健康保険協会ホームページに掲載されている協会けんぽの保険料率を労使折半するものとし、「勤め先からの年間収入」に折半後の保険料率を乗じた。国民健康保険の保険料は国民健康保険実態調査から所得割率、資産割、均等割、平等割の全国平均を適用した。ここでは国民健康保険料の賦課限度額、応益割に対する減額制度も考慮している。後期高齢者医療制度の保険料は厚生労働省ホームページに掲載されている所得割および均等割の全国平均を適用した。ここでは後期高齢者医療制度の賦課限度額、所得割額および均等割の減額制度も考慮している。

## 3. 介護保険料

第1号被保険者（65歳以上）の保険料は厚生労働省ホームページに掲載されている各都道府県の保険料基準額の全国平均（加重平均）を適用した。第2号被保険者（40～64歳）の保険料は国民健康保険加入者と健康保険（被用者保険）加入者で分類する。国民健康保険の加入者は国民健康保険実態調査から介護給付分の所得割率、資産割、均等割、平等割の全国平均を適用した。（ただし、利用統計の特徴から2009年のみでこの方法を適用した。2009年より前の年については健康保険料に合算して推計している。）ここでは国民健康保険料の賦課限度額、応益割に対する減額制度も考慮している。健康保険（被用者保険）の加入者については全国健康保険協会ホームページに掲載されている協会けんぽの全国平均の保険料率を労使折半するものとし、「勤め先からの年間収入」に折半後の保険料率を乗じた。ここでは健康保険（被用者保険）の標準報酬月額と標準賞与額の上限も考慮している。

## 4. 雇用保険料

雇用保険の加入については、「勤め先からの年間収入」が一定額（例えば2009年は「短時間労働者の平均賃金×20時間×52週」）よりも多い被用者を加入者とした。

保険料については、厚生労働省ホームページに掲載されている一般の事業における労働者負担率（例えば2009年は0.4%）を適用し、「勤め先からの年間収入」に負担率を乗じた。

### A1.3 所得税・住民税負担額の推計

所得税・住民税の推計では、世帯の属性や収入の情報に現実の税制を適用して負担額を求める。所得税法では10の所得区分に分類されるが、ここでは全国消費実態調査で利用可能である「給与所得」「事業所得」「雑所得」「不動産所得」といった所得を扱う。具体的には以下のように所得区分を整理し、合計所得を計算した。なお、利子・配当金については、全て源泉分離課税を選択するものと仮定し、総合課税対象額の計算式からは除外している。

$$\begin{aligned} \text{給与所得} &= \text{「勤め先からの年間収入」} - \text{給与所得控除} \\ \text{年金所得} &= \text{「公的年金・恩給」} - \text{公的年金等控除} \\ \text{事業者所得} &= \text{「農林漁業所得」} + \text{「農林漁業以外の事業所得」} \\ &\quad + \text{「内職などの年間収入」} \\ \text{不動産所得} &= \text{「家賃・地代の年間収入」} \\ \text{合計所得} &= \text{給与所得} + \text{年金所得} + \text{事業者所得} + \text{不動産所得} \end{aligned}$$

次に、合計所得から各種控除を差し引いて課税所得を計算する。ここで適用する所得控除は基礎控除・配偶者（特別）控除・扶養控除・老年者控除（2004年まで）・社会保険料控除である。なお、社会保険料控除については先に推計した社会保険料の額を使用する。また、調査票から得られない情報による控除（障害者控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除など）は考慮していない。具体的には以下のとおりに推計する。

$$\begin{aligned} \text{仮課税所得1} &= \text{合計所得} - \text{基礎控除} - \text{社会保険料控除} \quad ( - \text{老年者控除} ) \\ \text{仮課税所得2} &= \text{仮課税所得1} - \text{配偶者控除} - \text{配偶者特別控除} \\ \text{課税所得} &= \text{仮課税所得2} - \text{扶養控除} \end{aligned}$$

まず、合計所得から基礎控除・社会保険料控除・老年者控除を差し引いた後の金額を仮課税所得1とする。配偶者控除対象者が存在する場合には、当該夫婦のうち仮課税所得1が高い方の世帯員に配偶者（特別）控除を適用し、それを仮課税所得2とする。次に、扶養控除対象者が存在する場合には、世帯内で仮課税所得2が最大の世帯員に扶養控除を適用し、それを課税所得とする。

最後に、課税所得に対して所得税・住民税の税率表を適用し、所得税と住民税の負担額を推定する。なお、ここでは定率減税等（1994年から2006年まで）も考慮している。

#### A1.4 利子・配当金所得の推計

上記の所得では、源泉分離課税となっている「利子・配当金」については、含めていない。一方で、年収・貯蓄等調査票に記載される利子・配当金については、過少申告となっている可能性が指摘されている。そこで、ここでは家計の保有する金融資産残高に市場金利をかけることで利子・配当金所得を計算し、上記までで計算された家計可処分所得に加える。

具体的には、以下の表にある金利を適用している。ただし、銀行の定期預金については、「定期預金(新規受入分平均金利), 1000万円以上」の値を用いている。また、社内預金については郵便局の定額預金と同じ利率とした。

	普通預金： 郵便局・銀行等	定期預金： 郵便局・銀行等	貸付信託 金銭信託	株式 株式信託	債券	社内預金など
1989	2.70% 1.05%	4.57% 6.49%	5.852%	0.450%	5.306%	4.57%
1994	1.35% 0.25%	3.15% 2.17%	2.048%	0.990%	4.550%	3.15%
1999	0.08% 0.05%	0.20% 0.27%	0.117%	1.836%	1.836%	0.20%
2004	0.005% 0.001%	0.60% 0.40%	0.001%	1.100%	1.455%	0.60%
2009	0.003% 0.001%	0.10% 0.10%	0.001%	1.358%	1.358%	0.10%

#### A1.5 その他の控除項目

概念上、利子の支払いは所得から控除され、可処分所得に含めない。そこで、借入金の残高に住宅ローン金利をかけたもので「利子支払い」を推計し、所得から控除した。また、固定資



産税も推計し、所得から控除した。ただし、固定資産税額は、課税対象資産額に 1.4%をかけることで計算した。固定資産税対象額は、持家については建物分の評価額と地価の推計値を 6 で割ったもの、非持家については資産全体の推計額とした。ただし、一般に、固定資産税評価額は、全国消費実態調査が基づいている公示地価の 7 割程度とされているため、ここでも評価額に 0.7 を乗じた。この評価額に 1.4%を乗じたものを固定資産税額としている。

## Appendix A2 年間消費額の推計方法

全国消費実態調査で調査されている消費は、調査期間である 9・10・11 月の平均支出額である。また、消費支出は家計調査と同様に自由記入の家計簿に記入されたものである。宇南山(2011; 2013; 2015)では、自由記入の家計簿では、耐久消費財や冠婚葬祭費などの高額な品目に対する支出が過少になる可能性が高いことが指摘されている。そこで、以下では①季節性の考慮、②高額消費の過小性の補正、をして年間消費を推計する。

### A2.1 消費支出の分類

宇南山(2011; 2013; 2015)では、高額消費の過少性は「家計消費状況調査」と呼ばれる耐久財・高額サービスに特化した統計を用いることで適切に補正できることを示している。そこで、まず消費支出を「家計消費状況調査」の調査対象にもなっている品目とそれ以外の 2 つの部分に分解する。

具体的には、家計消費状況調査の調査対象となる品目のうち、下記のことを「家計消費状況調査の対象品目」と呼び、それ以外を「家計消費状況調査の対象以外の品目」と呼ぶ。ただし、以下のリスト以外にも家計消費状況調査の対象となっている品目が一部存在しているが、家計簿調査の問題点が大きく影響しないと考えられるため、その他の品目とした。

設備材料・畳替え・給排水工事費・外壁塀など工事費・ミシン・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・たんす・食器戸棚・応接セット・ベッド・布団・毛布・敷布・和服・医科・歯科・出産・他の入院・航空運賃・有料道路料・自動車等購入・自動車整備費・自動車保険料・授業料等・カーナビ・ピアノ・机イス・ステレオセット・パソコン・テレビ・ビデオテープレコーダー・カメラ・ビデオカメラ・テレビゲーム・

宿泊料・パック旅行・信仰関係費・葬儀関係費・婚礼関係費・祭具墓石・贈与金・仕送り金

この分類のうち、「家計消費状況調査の対象以外の品目」については A2.2 で、「家計消費状況調査の対象品目」については A2.3 でそれぞれ補正方法を示す。

## A2.2 「家計消費状況調査の対象以外の品目」の季節性の補正

「家計消費状況調査の対象以外の品目」については、家計簿によって記録される支出金額がほぼ適切であると考えられることから、基本的に家計調査から得られる季節パターンを用いて補正することを考える。ただし、季節パターンが世帯属性別に異なることは許容する。

すなわち、調査年 T の世帯属性グループ k に含まれる世帯 i の年間支出額は、

$$\text{推計年間支出額}_{Ti}^k = \frac{\sum_9^{11} \text{家計調査による月間平均支出額}_{T}^k}{\sum_1^{12} \text{家計調査による月間平均支出額}_{T}^k} \times \text{平均月間支出額}_{Ti}^k$$

によって推計する。

ただし、季節パターンが異なる世帯属性が異なると考えられることから、「家計消費状況調査の対象以外の品目」をさらに、

1. 家賃・通信料
2. 電気・ガス・水道
3. それ以外

に分けて補正をかけた。

1. 家賃・通信料については、季節性は小さいと考え世帯属性にかかわらず、全国消費実態調査で報告された平均月間支出額を 12 倍した。
2. 電気・ガス・水道については、地域性や住居の構造が大きな影響を与えられることから、世帯属性グループとして「都道府県別・住居の保有形態別」の 94 グループ

を用いた。

3. それ以外の品目については、「所得階級別・年齢階級別・世帯主の就業/非就業別」のグループを用いた。所得階級は、世帯年間収入が 300 万円未満、300-599 万円、600-799 万円、800 万円以上の 4 区分とした。年齢階級は 40 歳未満、40-50 歳、50-64 歳、65-74 歳、75 歳以上の 5 区分とした。

### A2.3 「家計消費状況調査の対象品目」の補正方法

宇南山(2009; 2011; 2015)で指摘されたように、自由記入による家計簿では、耐久消費財や冠婚葬祭費用などの高額支出が過少になる可能性が指摘されている。一方で、家計調査の耐久消費財等の支出金額に代えて家計消費状況調査のデータを用いれば、ミクロとマクロの貯蓄率が一致することが確認されている。そこで、ここでも全国消費実態調査の高額消費の品目を家計消費状況調査のものと置き換えることを考える。

ただし、家計消費状況調査の対象品目のうち、「授業料等」については一般的な世帯属性別の調整が有効ではないと考えられるため、別の方法を使っている。具体的な手順は次のとおりである。

1. 「授業料等」以外の家計消費状況調査の調査対象品目
  - a. 2004 年調査以降

まず、各調査年の家計消費状況調査を世帯属性別グループごとに分け、上記 A2.1 で示した品目について合計支出額を計算する。ただし、世帯属性グループとしては「所得階級別・年齢階級別・持家かどうか・都市規模別」を用いた。所得階級は、世帯年間収入が 300 万円未満、300-599 万円、600-799 万円、800 万円以上の 4 区分とした。年齢階級は 40 歳未満、40-50 歳、50-64 歳、65-74 歳、75 歳以上の 5 区分とした。都市規模として、政令指定都市・市部・町村部の 3 区分とした。

この各世帯属性グループの平均を、全国消費実態調査の当該品目の支出額に代える。当該世帯属性を持つ家計すべてに代入するため、世帯属性が同じであればすべての世帯が同じ支出をしていることを暗黙に仮定している。

- b. 1989 年～1999 年調査

2002年に家計消費状況調査が調査開始となるまでの期間については、2004年以降の結果を活用する。まず、全国消費実態調査の各調査年について、上記の世帯属性グループ（所得階級別・年齢階級別・持家かどうか・都市規模別）別に、A2.1に示した品目の平均支出額を計算する。

全国消費実態調査と家計消費状況調査の当該品目に対する世帯属性別の支出額が観察できる2004年以降の年次で、その比率を世帯属性別に計算する。計算された比率を2004年および2009年で単純平均をしたものを「世帯属性別の補正指数」とする。この世帯属性別の補正指数を、1999年以前の全国消費実態調査で計算された世帯属性別の平均支出額にかける。こうして計算された世帯属性別の補正済み支出額を、当該世帯属性を持つ全ての世帯に代入する。

## 2. 「授業料等」について

授業料については、在学中の世帯員数に強く関連していると考えられることから、基本的に「在学人数 x 一人当たり授業料等」で計算する。ただし、在学人数・一人当たり授業料等ともに、国公立・私立別、学校の種別（幼稚園・小学校・中学校・高校・大学・専門学校）に計算した。

ただし、家計消費状況調査では各世帯員の就学の有無と学校の種別は調査されているが、国公立・私立の別は調査されていない。しかし、支出項目としては「国公立授業料等」と「私立授業料等」に分かれている。そこで、下記の手順で、国公立・私立別および学校の種別の一人当たり授業料を計算する。

まず、家計消費状況調査の調査世帯のうち、12ヶ月すべての調査に回答している世帯に限定する。世帯ごとに、12ヶ月分の「国公立授業料」と「私立授業料」を合計する。

次に、就学する子供の数が1人の世帯について、通学する学校の種別にグループ化する。この各グループを、「国公立授業料のみ支出している世帯」、「私立授業料のみ支出している世帯」、「それ以外の世帯」に分割する。

各グループのうち、「国公立授業料のみ支出している世帯」を用いて計算される平均の「国公立授業料」を当該学校種別の1人あたり授業料とみなす。全く同様に、「一人当たり私立学校の授業料」も計算する。

1999年以前の調査については、上記の手順で計算した2002年の一人当たり授業料を、消費者物価指数で調整することで、1999年以前の一人当たりの授業料の推定値とした。

## A2.4 その他の補正

全国消費実態調査では、「持家の帰属家賃」が推計されているため、上記の手順で計測された年間消費支出に、推計されている持家の帰属家賃を12倍したものを加えた。ただし、SNAでの帰属家賃の取り扱いと整合性を保つため、家計消費状況調査の調査対象品目のうち住宅の維持修繕費用に該当する「設備材料・畳替え・給排水工事費・外壁塀など工事費」については、消費ではなく「中間投入」とみなした。すなわち、持家世帯の年間消費支出額からこれら維持修繕費用は差し引き、持家の帰属家賃からこの維持修繕費用を差し引いたものを「帰属家賃収入」として、収入に計上した。